HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	途上国における災害復旧に対する伝建制度の適用可能性 ： フィジー「歴史的港湾都市レブカ」を事例として
Author(s)	八百板, 季穂
Citation	CATS 叢書, 11, 135-140
Issue Date	2017-03-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/66693
Type	departmental bulletin paper
File Information	CATS11_19.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

途上国における災害復旧に対する伝建制度の適用可能性

―フィジー「歴史的港湾都市レブカ」を事例として―

八百板 季穂
北海道大学観光学高等研究センター 特任准教授

観光学高等研究センターは，国際協力機構（JICA）の技術協力事業を実施し，途上国における観光開発を支援しつつ，研究や教育活動を推進してきた。本稿では，フィジー共和国（以下，「フィジー」）初の世界遺産「歴史的港湾都市レブカ」における草の根技術協力プロジェクトの成果の一部を報告したい。具体的には，2016 年にフィジーを襲った観測史上最大のサイクロン被害からの復興に対して，地震や台風被害からの復興の経験を有する日本の伝統的建造物群保存地区制度が，どのように有効に働きうるのかを検証した。

なお，本報告は 2016 年 10 月 20 日にイスタンブールで開催された ICOMOS 総会における ‘International Scientific Symposium on Post-Disaster Reconstruction’において筆者が発表した研究成果をまとめたものである。

1. 歴史的港湾都市レブカ

2013 年に，フィジー初の世界遺産として登録された「歴史的港湾都市レブカ」（以下，「レブカ」）は，木造のコロニアル建築群を主な構成資産とする。これらの建築群は，今も人が住み続けることで価値が継承されているリビングヘリテージ [1] である。地域住民は，フィジー系，インド系，白人系，ソロモン系，中国系など多様な民族で構成され，それぞれの生活文化を発展，融合させるなかで，無形の文化遺産と有形の建築群の相互補完的な価値継承がなされてきた。

2. 伝統的建造物群保存制度

筆者を含む研究チームは，日本で 1970 年代からおこった町並み保全運動の方法論とその運動を通して確立された「伝統的建造物群保存地区制度」（以下，「伝建制度」）の保全システムが，レブカの遺産マネジメントにおいても有効であるという仮説に基づき，2004 年から 10 年以上にわたり現地で調査を継続しており，2014 年から開始した JICA 草の根技術協力プロジェクト「フィジー共和国レブカおよびオバラウ地域におけるコミュニティを基盤とした遺産管理と観光開発のシステム構築」（以下，「プロジェクト」）を実施，現地政府と地域住民の遺産保全および観光開発活動を支援してきた。

この伝建制度は，十分な予算と時間をかけて遺産を「モノ」として修理する単体のモニ

ュメント（国宝や重文）の修復とは異なり，建物の外観保存を主にめざす「景観保全」の概念にもとづいて，現代的な住民の暮らしを包含しつつ「群」として存在する遺産を一体的にマネジメントできる点を特長とする。

町並み保存運動は，地域住民自らが地域の個性である町並みという遺産の価値に気づき，自らが住み続けながらそれをまもり，観光開発を通した地域振興を試みた結果広まった運動であり、この運動を背景に伝建制度は生まれたため，地域住民が住み続けながら継承することが保存の前提になっている。そのため，地域住民の生活から生み出される無形文化遺産に関しても，有形文化遺産と一体となって継承される場合が多い。

前述の通り，レブカの町並みは，現在も多様な文化的背景を持つ住民が住み続けながら継承しており，1970 年代から，観光によるまちづくりを念頭においた地道な保全活動が続けられてきたという背景から，伝建制度を応用することができると考えた。

3. 保全の状況とサイクロンによる被害

レブカの建造物群保存の切掛けは，1960 年代終わりの Pacific Asia Travel Association（PATA）の働きかけであった（University of South Pacific and Institute of Pacific Studies 2001: 135）。それ以降，タウンカウンシルと議会メンバー，地域住民による遺産委員会が中心となり，保全と観光に関する地道な活動を続けてきた。しかし，1999 年には，World Monuments Fund およびアメリカン・エキスプレス社による World Monument Watch of the World’s 100 most endangered sites に掲載されてしまう。ところが，この警鐘が効果を発揮し，2000 年代に入って中央政府からの本格的な支援が開始され，2013 年にようやく世界遺産登録に至った。この間，オーストラリア政府からの資金支援や，UNESCO の研修などが実施されたものの，定期的な支援の手段は確立されず，建物の老朽化が進んでいた。

こうした状況のなか，2016 年 2 月，フィジー国は観測史上最大とされる風速 100m 級のサイクロンに見舞われ，レブカも大きな被害を受けた。

4. プロジェクト活動の一環としての災害復興支援

（1）災害翌日の被害把握調査

台風直撃時のレブカには，派遣中のプロジェクト専門家 2 名が滞在しており，伝建地区が被災した際の慣例にならい，台風被害の翌日に被害の概要を把握するための調査を進入可能な道路から目視できる範囲で実施した。

報告では，まず，電気および電話回線，全ての島へのアクセス交通および橋の陥落による島内アクセスの不通などインフラ施設の状況について触れられており，被害の大きさをうかがい知ることができる。

遺産建築については，Hubbard らがレブカの歴史的建造物群についてまとめた報告書“Levuka Heritage and Conservation Study for Department of Town and Country Planning and PATA”に掲載される建築 81 棟の状況を確認している（HJM Consultants Pty Ltd, Timothy Hubbard Pty Ltd. 1994）。内，全壊が 1 棟，「大きな被害を受けたもの」として 3 棟，屋根や壁など部分的な破損が 20 棟，浸水による床板の変形など「軽微な被害」が 48 棟，未確認として 9 棟報告されている。撮影が可能であった物件については外観写真が掲載されており，サイクロン直後の被害状況を記録した貴重な報告書になっている。

サイクロン被害の 4 日後にナショナル・トラスト・フィジーにおいて，本報告が速報されたことにより，フィジー政府がレブカにおける被害を認識でき，政府による現地調査が実施されることになった。

（2）フィジー政府に対するアドバイス

前述の報告を受け，プロジェクト内でも検討がなされ，2 月 28 日付けで「当面の対策」として下記の内容について助言した。

ａ．被害物件リストの作成
ｂ．倒壊の危険性のある物件に対する応急措置
ｃ．被害物件の部材等の確保
ｄ．被害建物の乾燥と防雨処置
ｅ．修理のための人的対応策及び資金的確保，資材の確保
ｆ．現状の各建物の可能性を専門的な見地から見出した後，総合的に判断すること
ｇ．応急処置と本来の文化財修理に分けて対応すること
ｈ．判断は専門家だけでなく，現地の関係者，住民も含めて行うこと

伝建に限らず，日本における木造建築の保護の基本的な考え方にのっとり，可能な限り残っている材を健全な状態で保管することを目的に，大きくは，折れている材も破棄しないこと，材を乾いた状態で保てるようにすることが提案されている。

（3）被害の詳細把握調査

2016 年 5 月，ナショナル・トラスト・フィジーからの要請を受け，修理の優先順位を検討するため，プロジェクトの一環として，被害が大きい建物を中心に詳細な調査を実施した。外観から目視可能な範囲で遺産建築を確認し，被害規模と内容に応じて 3 タイプに分類した。その結果，被害が最も大きいタイプが 10 棟，被害程度が中ぐらいのタイプが 6 棟確認できた。被害規模が小さいタイプについては，屋根など外観からでは確認できないものも多く，アンケートやヒアリングなどによる詳細調査の実施を提案した。この他，部材の保管状況の確認や修理コストの試算なども行った。

被災建物の修理の優先順位については，被害規模，修理費用対効果，修理費，修理の必要性における住民意識を考慮すべきであることや，レブカの住宅のほとんどが木造であることから外部に露出した木材の腐朽による建物の真正性喪失が危惧されるため，屋根を含む部分に被害がある物件を優先的に修理する必要があることを指摘した。

また，修理に当たっての注意点もフィジー政府や地域住民と共有した。まず，世界遺産の構成資産である民家等の物件の修理は，建物の持つ文化財の価値の保存を目的として行うべきで，文化財として建物が持っている価値を修理によって失わないように修理することが必要である点，一度失った文化財的価値は二度と復することが不可能である点について認識を共有した。さらに，使われている部材や技法は過去からの情報を含み持ち，それらの変更を安易に行ってはならず，修理に当たっては文化財専門家の指導が必要である点，基本的には修理を機に，改造や増築などを伴うものであってはならない点，建物の位置，規模，形態，意匠，色彩に関しては基本的には元の形式を失ってはならない点なども指摘した。また，構造の補強も重要な課題であることが判明したため，伝統的な形式を尊重しつつも，建物全体の被害を最小限に抑えるための新技術の導入も検討する必要があることについても認識を共有した。

2 棟の被災家屋から日本のこけら葺の技法に酷似した板葺の仕様が発見された。これまでの古写真などから板葺が使われていたことが知られているが，板葺の残存が確認できず，その詳しい葺き方や材料などについては不明であった。今回の調査によって，フィジーでほとんど全ての建物に使われている波板鉄板の下から，2 棟の屋根において，板葺が使われているのが確認され，葺き方や材料についても多くの情報が得られ，今後の修理が可能となり，一部の建物においては復原も可能であることが明らかになった。こうした技術の使用は，フィジー民家の高い水準を意味していることは間違いない。また，フィジーの民家においては土台に柱を立てる場合，仕口を造らず釘止めされるのが通常であるが，土台に枘穴を開けて柱を枘差しで入れている建物があり，鑿（ノミ）の使用が明らかになった。これまで鑿を使用していたことは知られていたが，実際に使われている事例が確認できなかった。今回の調査で，初めて鑿の使用が明らかになった。このように，台風被害後の詳細調査により，レブカの建築群の新たな価値が明らかになった。

本調査の大きな成果は，被災建物については，被害が甚大である物件についても修理が可能であり，すなわちすべての被災建築の修理が可能であると判断され，今後の修理計画における候補となり得ることが分かったことである。

4. Levuka Conservation Committee の設立

こうした状況のなか，2016 年 6 月，政府の教育省文化局のもとで正式な遺産保全委員会（Levuka Conservation Committee = LCC）が設立された。これは，1970 年代に地域住民が主体となって設立した Levuka Historical and Cultural Society（その後 Levuka

Heritage Committee に改称）が，国に正式に登録される形で再設置されたものである。

あくまでも「住民の意見を聞く」ことを目的とする会として設置され，最終判断は政府と自治体が事務局として行うという形をプロジェクトから提案し，その通りになった。

また，新築や造築にかかる申請についても，LCC は関与できない状況であったため，申請フローを変更し，LCC からも意見を述べられるような体制にすることをプロジェクトから提案し，そのように変更される予定である。

伝建制度は「住民主体」を基本としており，住民自身が学びながら，自ら判断していく力をつけること，また，専門家からの意見に対して，住民が住み続ける上で必要なことや，地域住民が考えるプライオリティを反映させるために住民会議を開き，住民の遺産保全に対するオーナーシップの醸成を図っている。レブカにおいても，災害復興にかかる様々な検討を通じた住民の意識やオーナーシップ醸成が期待できる。

5. 履歴に基づく復原の具体的な取り組み

プロジェクトでは，日本の重要文化財クラスを担当する伝統建築修復技術士を招聘し，実際の修理を通して地元の大工の技術を向上させるというトレーニングを行っている。その現場はオバラウクラブという遺産建築で，元は白人のクラブのための建物であったが，近年は地域住民の社交場として利用されていたものである。

修理計画をたてる際に，町役場や LCC のメンバー，地元の大工を集めて，現場において，散在していた材と残っている材の痕跡を読み取り，元の位置を特定する手法および再利用可能な材とそうでない材の見分け方などを説明した。現場で，修理前の状態で痕跡について説明することにより，初めて木造建築の履歴に基づく復原手法についての理解が得られた。LCC のメンバーからは，「オバラウクラブはもう使えなくなってしまうと考えていたが，希望が持てた」といった感想が得られた。

また，LCC と相談し，オリジナルに復原すると，使えるスペースが小さくなり，これまで通りの用途が保てなくなることと，造築部分自体が少なくとも 50 年以上経過しているという歴史を尊重するという意味から，現状復帰を基本とする修理手段を選んだ。

6. 結論

本稿では，フィジーにおける観測史上最大のサイクロン襲来後の遺産マネジメント対策を概観した。一連の動きのなかでの成果としては，サイクロン翌日の初期調査で状況を関係各者に知らせることができたこと，その後，早いタイミングで古材の確保に取り組むことができ，一定程度，住民の啓発につながったこと，被害が大きい物件についてもすべて修理可能であることが確認できたこと，また，それを地域コミュニティが実際の物件における説明を通じて理解できたこと，また，今まで目視で確認することができなかった部分

が露出しており，その詳細調査を実施することで，こけら葺きや枘など，新たな技術や材料について確認することができたことである。

一方で，課題としては，遺産建築の確定と修理方針の決定，古材の確保の徹底，住民への情報共有，地元の Conservation Architect や修復技術者の養成などが挙げられるが，最大の課題は，住民の巻き込みであると考えられる。遺産建築の確定についても，コミュニティが考える遺産について議論されるべきであり，また，コミュニティの意識を高めることができれば，今後のサイクロン被害においては，古材の確保もより確実になり，応急処置的な修理と価値を回復させるための修理についても理解が得られると考えられる。

サイクロン後の一連の支援で，伝統的建造物群保存地区制度で培われてきた，被災物件の調査技術，Restoration and Replacement の修理技術，「建築物」「工作物」だけでなく「環境物件（景観上重要な自然物や土地の形状など）」までを含めた景観の回復がレブカにおいても応用可能である点，さらに，伝建制度の根幹をなす「住民主体」の遺産マネジメントがレブカにおいても実現できる可能性を見出すことができた。

注

1）ここでいうリビングヘリテージとは，山口（pp38-39）による定義「自然や生物，生態系などをほごすること」,「住民が遺産に住んで遺産を保護，管理すること」,「無形文化遺産を保護すること」,「有形の要素とそれを継承する際に必要な無形の要素を 1 つの遺産として捉えること」のうち,「住民が遺産に住んで遺産を保護，管理すること」を指す。

文　献

山口 知恵

2013　北海道大学博士論文『住民の居住と伝統的な景観の保全に関する研究 ： リビングヘリテージ概念に着目して』。

HJM Consultants Pty Ltd, Timothy Hubbard Pty Ltd.

1994 *Levuka Heritage and Conservation Study for Department of Town and Country Planning and PATA.* HJM Consultants Pty Ltd, Timothy Hubbard Pty Ltd.

University of South Pacific and Institute of Pacific Studies

2001 *Levuka: Living Heritage*. Institute of Pacific Studies and University of the South Pacific: Levuka Historical & Cultural Society.

Yamasaki, H.

2016 *Disaster Report of the Cyclone “Winston” in Levuka, Republic of Fiji.*